

○後志広域連合介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

平成28年8月1日
要綱第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の5及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）において使用する用語の例による。

(事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める基準に従い事業を行わなければならない。

(1) 訪問型サービス

- ア 旧介護予防訪問介護に相当するサービス 省令第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）
- イ 旧介護予防訪問介護における基準該当サービスに相当するサービス 省令第140条の63の6第1号ロに規定する基準（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）
- ウ 旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス 後志広域連合の関係町村の長（以下「関係町村長」という。）が別に定める基準

(2) 通所型サービス

- ア 旧介護予防通所介護に相当するサービス 省令第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防通所介護に係るものに限る。）
- イ 旧介護予防通所介護における基準該当サービスに相当するサービス 省令第140条の63の6第1号ロに規定する基準（旧介護予防通所介護に係るものに限る。）
- ウ 旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス 関係町村長が別に定める基準

2 前項の規定にかかわらず、同項で定める基準において、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から保存しなければならない期間について、「2年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。

(非常災害対策)

第4条 前条第1項第2号で定める基準に従い事業を行う指定事業者は、地震・津波等の自然災害及び火災等の非常災害に関する対策の具体的計画を立て、冬季間及び夜間を含む非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、当該対策の具体的計画について定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。